

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 少額修繕費の20万円基準

Q: 少額減価償却資産の取得価額基準が20万円未満から10万円未満に引き下げられました。少額修繕費の20万円未満という基準も引き下げられるのでしょうか。

A: 少額修繕費の取扱いは従来通りで変更はありません。

### 【解説】

一つの計画に基づいて同一の固定資産について行った修理、改良等の費用の額が20万円未満のときは、たとえその支出のなかに明らかに資本的支出に該当するものがあったとしても、法人がその事業年度に修繕費として損金経理すればそれを認めることとされています。

平成10年度の税制改正で、少額減価償却資産の取得価額基準が20万円未満から10万円未満に引き下げられたのに伴い、少額修繕費の20万円未満という基準についても10万円未満に引き下げられるのではとの予想もされていました。

しかし、このたび、法人税基本通達の見直しを行った国税庁は、少額修繕費については従来通りとし、20万円未満という上限額を変更しないことを決めました。

このため、修繕費20万円未満なら全額損金に算入されることになり、新たにパソコンやソフトを購入するより、部品や基本ソフトを交換し、これまで使っていたパソコンをグレードアップするほうが、企業にとっては、税務上メリットが大きくなりそうです。

